

資料 4 用語解説

あ

Iターン・Uターン	生まれ育った出身地と居住地との関係を表す言葉。「Iターン」は出身地に関係のない地域に居住することを指し、「Uターン」は出身地を進学や就職で離れた人が再び出身地に帰ってきて居住することを指す。他に、出身地を進学や就職で離れた後、出身地の近隣地域などに居住することを指す「Jターン」もある。
インターチェンジ（IC）	高速道路や自動車専用道路の出入口。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板又は建物等に掲出、表示されたもの。

か

ガントリークレーン	港湾の岸壁に設置され、コンテナ等の貨物の積み卸しを行うクレーン。
狭あい道路	緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。細街路ともいう。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体となった地方公共団体が、良好な景観の形成を目的として策定する計画。
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するため、市町村が管理する施設。道路等に埋設される下水管のほか、汚水を浄化する処理場や雨水を排除する雨水ポンプ場などがある。
国勢調査	人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに実施。
小松島市第5次総合計画	本市の長期的なまちづくりの基本方向と施策の内容を総合的、計画的に示すもので、市政の指針となる計画。平成21年3月に策定し、平成25年度から後期基本計画がスタート。
小松島市地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、各防災機関の任務を明確にし、災害の発生を防止、更に応急的援助を行うなど被害を最小限に止めるよう、対策をまとめたもの。
コミュニティ	一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団。地域社会。共同体。
コンテナターミナル	コンテナの海上輸送と陸上輸送の結節点となる港湾施設の総称。貨物の積み卸しをする荷役エリアやコンテナを一時的に保管するコンテナヤードなどから構成される。
コンパクトシティ	様々な都市機能が比較的小さなエリアに集積しているまち。

さ

市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする区域。
市街地開発事業	都市計画法に定められる事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業

	などがある。計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備と合わせて宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。
市街地再開発事業	都市計画法及び都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る目的で建築物及び建設敷地の整備、公共施設の整備などを行う事業。
重点港湾	国際および国内海上輸送の拠点となり、重要度の高い港湾である重要港湾のうち、貨物の取扱量が特に多く、将来の成長、地域経済への貢献などから選ばれた港湾のこと。徳島小松島港が指定されている。
準用河川	一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。河川法の二級河川に関する規定が準用される。小松島市内には、広見川、大瀬川、櫛淵川などがある。
人口集中地区（DID）	国勢調査の集計のために設定され、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

た

地区計画	地区の特性に応じ、きめ細やかなルールを定め、建築又は開発行為を規制・誘導する都市計画の手法の一つ。
都市計画区域	都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域。小松島市は徳島東部都市計画区域に含まれている。
都市計画公園	都市計画法により定められる公園。規模や内容によって広域公園、運動公園、街区公園などがある。
都市計画制度	用語解説（参考資料）に掲載しています。（p152～153 参照）
都市計画道路	都市計画法に定められる道路。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路がある。
都市下水路	主として市街地において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないもの。

な

南海トラフ	東海地方から四国沖、九州付近までの海底にある深い溝（トラフ）の名称。東海地震、東南海地震、南海地震を引き起こす活断層で大規模な活断層であり、南海トラフから琉球海溝までの約1,000kmに及ぶ断層が連動して破壊されると、マグニチュード9クラスの超巨大地震が発生する可能性があると考えられている。
二級河川	河川法に規定される重要な水系のうち、都道府県知事が指定したもの。小松島市内には神田瀬川、立江川、太田川などがある。

は

排水機場	河川の氾濫を防止するため、ポンプにより強制的に排水する河川施設。
パブリックコメント	意見公募手続きの一種で、市が事業を推進したり、計画を立案したりする際に、事前に広く市民から意見や情報を募集するもの。
バリアフリー	障がい者や高齢者等が自立した生活を送れるように、建築物の構造や公共交通機関などにおける物理的な障壁（バリア）の他、社会制度や意識、情報伝達での障壁など、全ての障壁を取り除くという考え方。
BOD(生物科学的酸素要求量)	水中の微生物が有機物（水の汚れ）を分解するのに必要な酸素の量。水質の指標として、この数値が小さいほど水はきれいな状態を示す。
風致地区	都市における自然的景観（都市の風致）を維持するため、都市計画法に基づき指定する地区。風致地区内での開発行為には様々な制限がある。
ほ場整備	既存の農地の利用を増進するため、土地区画整理などにより、農地や用排水路を整備し、土地の特性を農業生産に適するように改良すること。

ま

門前町	寺院・神社の周辺に形成された町。
-----	------------------

や

用途地域	都市計画法に基づき、住居、商業、工業その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度及び形態などに関する制限を設定することにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るもの。
義経ドリームロード	「義経街道」と呼ばれる源義経が屋島に向かって進軍した進路のうち、義経が上陸したとされる田野町の「勢合」から田浦町の「中王子」までの、小松島市内の義経ゆかりの地を結ぶ約10kmの道。

ら

ライフライン	水道、下水道、電気、ガス、電話等人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システム。
6次産業化	農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取り組み。（1次産業×2次産業×3次産業=6次産業）

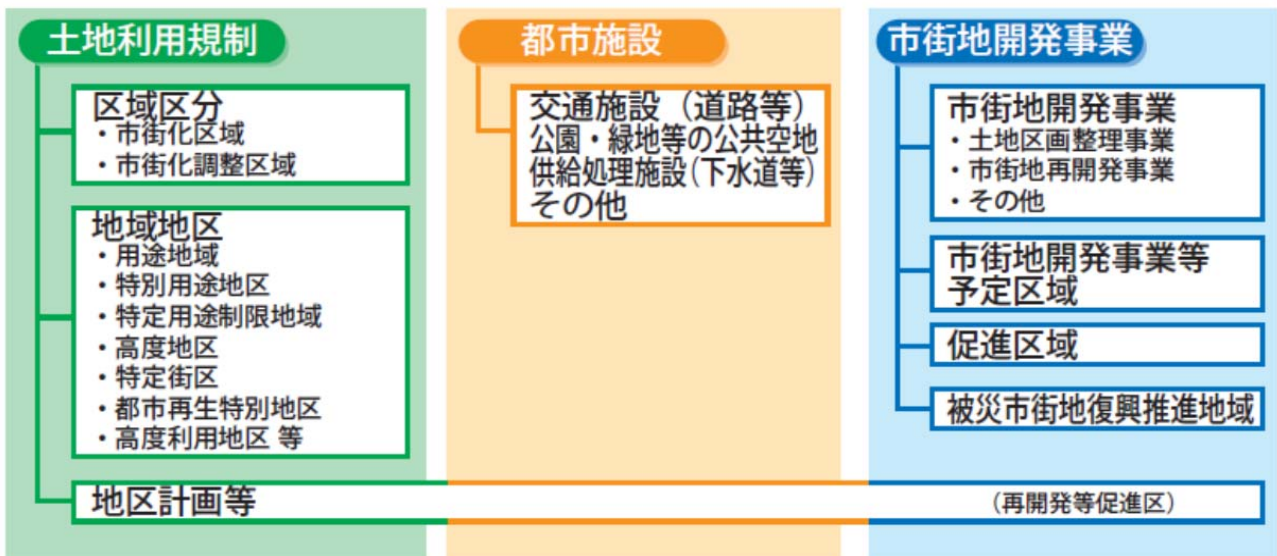
わ

ワークショップ	特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力してアイデアを出し合う会議手法。
---------	---

用語解説（参考資料） 都市計画制度の概要

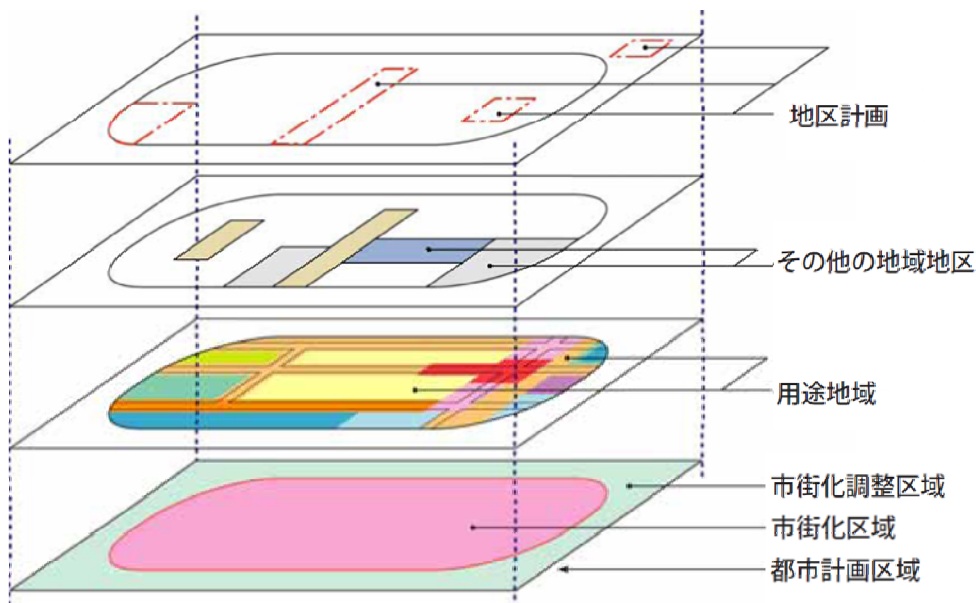
都市計画には数多くの制度が用意されており、それを地方公共団体が地域の实情によって指定していきます。土地利用に関しては、都道府県が定める都市計画区域や区域区分などの大枠を決める仕組みから、市町村が定める用途地域などのきめ細かなまちづくりをするための仕組みまで、数多くの制度が用意されており、それらを組み合わせて活用することにより、地域のルールが作られています。

● 都市計画制度の構成



(出典：国土交通省)

● 土地利用計画のイメージ



(出典：国土交通省)

●用途地域の土地利用のイメージ

12種類ある用途地域は、地域地区の根幹をなすもので、住居、商業、工業といった建築物の用途を適切に配分することにより、都市の土地利用の基本的な枠組みを定めるものです。

<p>第一種低層住居専用地域</p> <p>低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校などは建てられません。</p>	<p>第二種低層住居専用地域</p> <p>おもに低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店舗などは建てられます。</p>	<p>第一種中高層住居専用地域</p> <p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などは建てられます。</p>
<p>第二種中高層住居専用地域</p> <p>おもに中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所などは建てられます。</p>	<p>第一種住居地域</p> <p>住居の環境を守る地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p>	<p>第二種住居地域</p> <p>おもに住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。</p>
<p>準住居地域</p> <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p>	<p>近隣商業地域</p> <p>近隣の住民が日用品の買物などをする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。</p>	<p>商業地域</p> <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p>
<p>準工業地域</p> <p>おもに軽工業の工場やサービス施設の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p>	<p>工業地域</p> <p>おもに工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や店舗も建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>	<p>工業専用地域</p> <p>もっぱら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p>

(上記はおおまかなイメージを示すもので、全ての制限について掲載したものではありません。)

(出典：国土交通省)